

令和元年度  
西多摩地域保健医療協議会「生活衛生部会」  
会議録

令和2年2月12日  
西多摩保健所

1 開催日時 令和2年2月12日(水曜日)  
午後1時30分から

2 会 場 西多摩保健所 講堂

3 西多摩地域保健医療協議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
石田 信彦	一般社団法人西多摩医師会副会長	
田中 三広	一般社団法人西多摩薬剤師会会長	
渡辺 三郎	公募委員	
並木 茂	西多摩食品衛生協会会長	
押切 孝藏	にしたま環境衛生協会会長	
柳原 学	西多摩保健所特定給食協議会会長 (特別養護老人ホーム長湊園)	
松月 弘恵	日本女子大学家政学部食物学科教授	
藤原 輝正	青梅市立河辺小学校長	
粕谷 昇司	羽村市福祉健康部長	
横沢 真	瑞穂町福祉部長	
小林 泰代	檜原村福祉けんこう課長	
播磨 あかね	西多摩保健所長	
	合 計 12名	

(敬称略)

4 欠席委員

なし

5 代理出席者

・警視庁青梅警察署 白鳥生活安全課長(桑嶋委員代理)

## 6 出席職員

- ・前川企画調整課長
- ・清水生活環境安全課長
- ・小林地域保健推進担当課長
- ・柳澤歯科保健担当課長事務取扱
- ・笹原課長代理（企画調整担当）
- ・森田課長代理（薬事指導推進担当）
- ・高貝課長代理（環境衛生推進第一担当）
- ・木村課長代理（食品衛生推進第二担当）
- ・栗原課長代理（保健栄養推進担当）
- ・山田課長代理（感染症対策推進担当）
- ・小林課長代理（食品衛生担当）

## 7 議 事

西多摩保健医療圏地域保健医療推進プランの進捗状況について

## 8 報告事項

- （1）令和元年台風19号の被災対応について
- （2）東京都の受動喫煙防止対策について
- （3）食品衛生法改正の動向について
- （4）栄養成分表示の啓発について
- （5）薬事関連法令の改正について
- （6）今春の花粉予測について
- （7）その他

令和2年2月12日

開会：午後1時30分

【前川課長】 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから西多摩地域保健医療協議会「生活衛生部会」を開会いたします。皆様には、お忙しい中御出席いただきましてまことにありがとうございます。私は、議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます、企画調整課長の前川でございます。どうぞよろしく願いいたします。これより、着座にて御説明させていただきます。

最初に、会議の公開について御案内いたします。地域保健医療協議会設置要綱に基づきまして、当部会の会議及び会議録等は公開とされております。会議の傍聴については、事前に希望者を募りましたが、今回、お申し込みはありませんでした。会議録は、録音を元に内容を調整させていただき、後日、発言者名を含む全文を当所ホームページで公表させていただきます。委員の皆様におかれましては、あらかじめ御了承いただきたく存じます。

次に、事前に送付いたしました会議資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、会議次第にございますとおり、資料が1と2、参考資料が1から3まででございます。また、机上には西多摩地域保健医療推進プランの冊子を置いております。プランの冊子につきましては、会議備付けでございますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。不足の資料などございましたら、事務局職員にお申し出ください。また、机上に「新型コロナウイルス感染症について」、それから「都内でスギ花粉の飛散開始」という色刷りの資料を配付してございます。

では、開会に当たりまして、西多摩保健所長の播磨から一言御挨拶申し上げます。

【播磨所長】 西多摩保健所長の播磨です。本日はお忙しい中、またお寒い中、生活衛生部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより保健所事業に多大なる御支援、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。この場をおかりして、厚く御礼を申し上げます。

さて、この生活衛生部会ですけれども、西多摩地域保健医療協議会のもとに、環境衛生、食品衛生対策等の専門的な事項、また、地域保健医療推進プランの進行管理に関する事項を検討する部会となっております。担当する分野でございますけれども、医薬品や食品の安全性確保、アレルギー疾患対策、生活衛生対策等々、生活の安全と安心に係る重要な分野を担当しております。

本日は、地域保健医療推進プランの平成30年度の実績報告等をさせていただくとともに、生活衛生分野に係る最近の動向やトピックスを報告させていただきます。また、開催まで半年を切った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けても、生活衛生、また医薬品・食品の安全対策につきましては、喫緊の課題となっているところでございます。また、机上に配付しておりますけれども、本日、次第には入っておりませんが、新型コロナウイルス感染症、中国、武漢で発生いたしまして、今、世界を揺るがしている感染症になっておりますけれども、こちらに関しても御報告をさせていただきたいと思っております。

西多摩圏域の生活環境衛生に係る課題について、皆様方で情報共有、また意見交換を行い、関係機関や団体の皆様との連携を深めて、地域の保健医療サービスを総合的に進めていきたいという所存でございます。

今回のこの部会ですけれども、皆様からの忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。また、どうぞよろしくお願いいたします。

**【前川課長】** 次に、この部会の位置づけについて御説明させていただきます。お手元の参考資料2を御覧ください。西多摩地域保健医療協議会の会議体系についてでございます。同協議会につきましては、設置要綱第7に基づきまして、分野ごとに専門的な事項を検討するための部会を設置することとされております。この圏域においては、現在、親会である協議会のもとに、この生活衛生部会を含む3つの部会が設置されております。生活衛生部会に委ねられている事項は、環境衛生、食品衛生対策等に関する専門的事項と、当該事項に係る地域保健医療推進プランの進行管理でございます。

次に、委員紹介に移ります。参考資料3を御覧ください。委員名簿でございます。部会の委員につきましては、昨年7月に開催されました地域保健医療協議会において選出されておりまして、本日が今期最初の生活衛生部会となります。本来であれば、ここで皆様一人お一人の御紹介させていただくところでございますが、本日は時間の都合上、お手元の委員名簿と座席表をもって御紹介に代えさせていただきたいと思っております。また、保健所職員につきましても同様に省略させていただきますことをお許し願います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、部会長の選任に入らせていただきます。部会長につきましては、地域保健医療協議会設置要綱第7によりまして、委員の互選により選任することとされております。

どなたか御推薦いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

粕谷委員。

【粕谷委員】 日ごろ大変お世話になっておりまして、また、こうした協議会、部会等の進行に慣れていらっしゃると思います、西多摩医師会副会長の石田委員を御推薦したいと思います。

【前川課長】 ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【前川課長】 ただいま、粕谷委員から石田委員の御推薦がございました。皆様、いかがでございましょうか。

(拍手)

【前川課長】 ありがとうございます。それでは、異議がございませんでしたので、賛成多数とみなしまして、今期の部会長は石田委員にお願いしたいと思います。

それでは、早速でございしますが、部会長から一言、就任の御挨拶をお願いいたします。

【石田部会長】 皆さん、こんにちは。部会長に推選いただきまして、誠にありがとうございます。西多摩医師会の副会長の石田でございます。先ほど所長からもありましたけれども、今日はそういう意味ではタイムリーな会じゃないかなと、今も猛威をふるっているコロナウイルスの話を最後に予定してございます。それまでは例年の項目を、皆さんとともに適切に、淡々とこなしていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

【前川課長】 石田部会長、ありがとうございます。では、早速ですが、これよりは石田部会長に会議の進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【石田部会長】 それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、お手元にお配りしております次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事の西多摩保健医療圏地域保健医療推進プランの進展状況について、事務局から説明をお願いしたいと思います。御意見につきましては、適宜時間を設けますので、その際をお願いいたします。また、御発言は着席のまま結構でございます。

それではよろしくお願いいたします。

【清水課長】 生活環境安全課長の清水でございます。プランの進捗状況について、私の方から資料1-1に基づきまして説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。「地域保健医療推進プランの進行管理について」という、A

4横の表記でございますが、実施体制につきましては2番目に書いてあるとおり、協議会のもとに専門3部会が設置されているところでございます。4を御覧ください。進行管理の年次スケジュールでございます。左から2列目に「令和元（平成31）年度」とございますとおり、本日の部会においては、30年度の実績につきまして報告をするということになっておりますので、これから説明いたします。

続きまして資料1-2でございます。こちらは部会の役割分担表になっております。真ん中の列が生活衛生部会になっておりまして、丸のついたものがこちらの部会の分担になっております。第1章第1節の3、「食を通した健康づくり」以下、9項目となっております。

続きまして資料1-3から、それぞれの項目について、30年度の実績、取組状況について説明いたします。まず、資料1-3の1ページ目の1番下の段、1-1-3、「食を通した健康づくり」を御覧ください。30年度、保健所では栄養管理講習会や、集団給食施設の巡回指導を通じまして、栄養情報の発信等を支援しております。また、住民に対しては市町村、関係団体と連携して、食生活改善普及運動や、「ほけんじょだより」、ホームページ等の広報啓発を行いました。市町村におかれましては、健康増進計画や食育推進計画等に基づいて、住民を対象にした健康・食育推進事業を展開して、栄養改善に努めています。実績の指標、「特定給食施設における「野菜摂取についての情報提供」の実施率」につきましては、平成30年度は平成29年度に比べて4ポイント増の62.8%、栄養士の配置状況につきましては、自治体の配置状況は29年度と同様でございましたが、特定給食施設に栄養士を配置している施設数につきましては、その比率は10.5ポイント増の91.7%でございました。

続きまして、2ページ目の1番下の段を御覧ください。1-3、「在宅療養体制」でございます。平成30年度の実績といたしましては、西多摩医師会を中心に多職種連携のためのICTツールの導入や、研修会等が行われておりまして、平成29年度からは地域医療構想調整会議等も開催されて、圏域の関係者で連携が進められております。保健所では、在宅関連各種会議や市町村の高齢者福祉計画策定会議等に参画し、当該自治体以外の他市町村の実績の情報提供を行うなど、在宅療養体制の基盤づくりを支援いたしました。また、医療連携検討会を西多摩医師会に委託して、多職種の委員から成る検討会を実施するとともに、西多摩医師会と在宅医療講座を共催し、在宅医療連携の推進に取り組みました。こちらの実績につきましては、全ての項目で平成29年度と同じでございました。

続きまして、5 ページ目の1 番下の段でございます。3-1、「健康危機管理対策」を御覧ください。こちらは新型インフルエンザ対策の推進でございます。平成30年度も29年度と同様に、新型インフルエンザ対策等に関する情報共有や意見交換、連携強化のため、ブロック協議会を開催しました。また、防護服着脱訓練や、協議会委員を対象とした通信訓練も行っております。こちらの平成30年度の実績数につきましても、前年度と同数でございました。

次に、6 ページ目の真ん中の段でございます。3-3、「医薬品の安全確保」でございます。平成30年度の講習会では、西多摩薬剤師会との情報交換やヒアリングの結果から、ニーズを踏まえたテーマを選定して実施しております。また、監視指導では、特に注意が必要な医薬品の販売体制や、偽造品の流通防止対策の監視を重点的に行っております。こちらの実績数については、平成29年度と同数でございました。

その次の段、3-4、「食品の安全確保」でございます。こちらにつきましては、平成30年度、事業者が正しい食品衛生知識を習得するよう、食品衛生実務講習会を実施しております。給食施設を対象とした講習会や監視指導の際には、必要に応じて食中毒対策パンフレットやチラシ、ノロウイルス対策チェックリストを適宜配布しております。

こちらの実績なのですけれども、平成29年度につきましては448、平成30年度は245件ということで、203件の減になってございますけれども、平成29年度は、厚労省が作成している大量調理施設衛生管理マニュアルが年度途中で改定されまして、それに伴いまして、ノロウイルスの点検表等が改定されました。その関係で、年度の途中で改めて施設に立ち入って、直近の新しい点検表等を配布したために、対象数267に対して448件という、大きく上回った件数になっております。平成30年度はそういった改定等はございませんでしたので、この数字になっている次第でございます。

次に、7 ページ目を御覧ください。3-5、「アレルギー疾患対策」でございます。保健所は管内市町村等のアレルギー対策に係る取組状況を把握して、講習会につなげております。市町村におかれましては、乳幼児健診や育児相談等の機会を活用して、アレルギーに関する相談対応や情報提供を実施しています。こちらの実績数についても、アレルギー講習会の開催は前年度同様、年1回ということになっております。

続きまして3-6、「生活衛生対策」でございます。こちらはレジオネラ症予防対策の推進になっております。公衆浴場や旅館業のレジオネラ症対策では、施設の自主管理が重要なため、各施設から定期的な報告を定着させるために、監視指導や講習会等で普及啓発に



取り組んでおります。その結果、平成30年度の実績でございますが、「循環ろ過式浴槽のある施設の維持管理状況報告書の提出率」は、前年度よりも8.3ポイント増の96.2%に上がっております。

続いて8ページ目4番、「災害保健医療対策の推進」を御覧ください。保健所においては課題別事業として、平成27・28年度にマニュアル作成の指針となるガイドラインを作成しておりまして、平成30年度にマニュアルの実効性の検証を行っております。保健医療活動で必要になる市町村の基礎的情報について、定期的に収集・更新することといたしまして、平成30年度に8市町村全てから基礎的情報の提供を受けております。こちらの実績値でございますけれども、「保健活動に関するマニュアル等を整備している自治体」が29年度より1自治体増えておりまして、3自治体となっております。

その下の段、5、「地域保健医療福祉における人材育成」を御覧ください。保健所は、保健医療福祉関係者の各分野の地域ニーズを把握した上で、研修会等を企画・実施しております。平成30年度は、管内市町村の新規採用保健師が多かったことから、新任期保健師研修に向けて、チューター保健師へのヒアリングを実施して、OJTと結びつく形で実施しております。

以上、9項目についての進捗状況の御報告でございます。

**【石田部会長】** どうもありがとうございました。

ちょっと私からも追加をしたいと思っておりますけれども、先ほど在宅療養の、ICTの連携というのがございましたけれども、これは、いずれは全ての在宅療養に係る機関をICTでつなげようということでございまして、今、これは西多摩医師会が中心になって進めているところでございます。ちょうど3公立病院と病院間の病々連携のところまで、この2月にスタートしたところでございます。

大体そんなところでございますけれども、この項目に関して御質問ございますでしょうか。いかがですか。

地道によくなっているのではないかなという感じがしますがよろしいですか。

それでは、質問がないようですから、次の報告事項に入りたいと思います。事務局から、よろしく願いいたします。

**【清水課長】** 引き続き私の方から報告させていただきます。本日は、コロナを除いて、この表題のとおり6件、報告事項がございます。

まず第1点目でございます。資料2を御覧ください。令和元年台風19号への西多摩保

健所の対応についてです。資料の1ページ目ですけれども、このマップにプロットされておりますとおり、この管内では多摩川や秋川の堤防越水による浸水、それと土砂崩れ、道路陥没による家屋の損壊や孤立などの被害が発生しております。下の段の表につきましては、建物被害の状況でございます。全壊、半壊、浸水等の被害が、福生市以外の自治体で発生しました。

次のページでございますが、これは停電の被害状況でございます。10月12日から13日にかけて、停電時間53時間というような長時間の停電も発生しております。下の表につきましては断水の状況です。奥多摩町、日の出町、檜原村で断水が発生し、奥多摩町では浄水場が被害を被った関係で、断水戸数が3,000に及んでおります。

次のページの西多摩保健所の取組状況につきましては、一覧にしております。それぞれ自治体別に書いてございますけれども、医療、保健、衛生の分野でそれぞれ取り組みました。本日は、衛生の欄に黒丸がついております、青梅市の高齢者施設に対する消毒指導等の状況を、写真、スライドにしてパワーポイントにしておりますので、これから食品衛生担当と環境衛生担当から報告させていただきます。

**【高貝課長代理】** それでは、生活環境安全課の方から報告させていただきたいと思っております。私は環境衛生を担当しております高貝と申します。環境衛生の方から先に説明させていただきます。

これは、うちの保健所の組織でございます、企画調整課、生活環境安全課、保健対策課と。我々生活環境安全課は、どちらかというに対物指導ということで、薬局ですとか、あとは生活環境施設ということで、理美容所から水道関係を扱っております。あと、食品衛生施設ですとか集団給食施設への対応をしております。

保健対策課の方は対人関係ということで、感染症対策だとか、様々な難病対策だとか、そういう取組をしている中で、今回は我々の方を中心にお話をさせていただきます。

環境衛生の方なのですけれども、水を扱っているということで、水道施設からの相談対応ですとか、あと、こちらは地域的な部分もございまして、沢水を使用しているところの状況確認、あと、断水している地区も今回出ておりましたので、そういうところは受水槽を置いている施設、特に社会福祉施設の場合は多数の方が御利用されておりますので、その状況確認ですとか、あとは応急給水の施設、あと仮設トイレも設置されてございます。その状況も今回、確認しております。あとは、断水になるとお風呂も入れないということもございまして、今回、仮設の入浴施設も設置されましたので、その確認もしております。

あとは旅館業で、こちらの方は多摩川ですとか秋川ですとか、河川に近接したバンガローだとか旅館施設もございます。そういうところの状況確認、あとは浸水した地区からの、消毒はどうしたらいいのだろうというような御相談もございましたので、そこら辺の対応をしたり、その対応の中でホームページの掲載もしております。

今回、水道の関係がわりと多かったので、ざっと説明したいと思います。水道施設は色々あるのですけれども、水道法に係るものと係らないものと、あと、水道事業ということで皆さん御存じなのは、東京都の水道局でほとんどの水は供給されているのですけれども、この地域は羽村市と檜原村が独自に水道事業をやっております。あとは専用水道、簡易専用水道ということで、だんだん規模が小さくなっていく施設がございます。それらに法的な位置づけがあって、管理が必要な施設と。あとそれ以外に、小さいタンクを持っている施設ですとか、井戸を使われている施設、沢水を使っている施設がございます。

これは給水の方式なのですけれども、それぞれの水道事業の方から送られてきた水を、戸建ての家ですと直結で出てくるということなのですけれども、今回この水道が送られてこないということで、全体的に水道が使えなかったという結果になっています。タンクを設けているところはあるのですけれども、これも停電になると、タンクからそれぞれの家庭に送る水が、供給がストップしてしまうということで、やっぱり使えなくなってしまいます。タンクがありますと、タンクの汚れなどがあるので、最近は増圧給水方式というのができておまして、これもポンプで送るものですから、停電になると使えないという施設になります。

今回、奥多摩町の方で都道が崩落しまして、ちょうどこの下に、川の方から水をとって浄水場に送る管があるわけなのですけれども、それがすっかり流されてしましまして、それで長期間、断水になったということです。私も直接聞いていないのですけれども、多分、これは川の方から浄水場に送るような配管だと思います。導水管の破損ということで長期化したと思います。

今回、応急給水車を都の水道局の方で出して対応したり、あと、羽村市の応急給水車も出していただいて、給水をさせてもらっているという状況になります。一部、水道が復旧したところもございまして、応急給水場を設置したということで、我々の方でも応急給水所の確認をしております。これは、ここから家庭に汲んでいっていいですよということで表示がありまして、我々の方で水道の中に含まれている塩素の確認を実施しております。あと、これも奥多摩町の保健センターの給水場所ということで、こういう形で供給されて

おりました。

あと、仮設トイレですね。水が使えないとなると、トイレの流し水も困るということで、共同トイレ用に使うということで、これは仮設トイレというよりは転用してトイレを使ってもらおうということで、こちらの方に設置されている状況です。これが、使っていていいですよというトイレになっております。これは、奥多摩駅前に仮設トイレが設置されている状況になります。これがトイレの内部で、簡易の手洗いがあったりということで、大変きれいに使われている状況でした。トイレの後の手洗いというのは非常に重要で、感染症の予防にもなるということで、我々の方でこういうチラシを作って、トイレの後は手を洗ってくださいよというチラシを、町の企画財政課の方に承諾を得て置いていたりということで対応しております。こういう可愛いものなのですけれども、そういうことで洗ってもらえばということで、手洗いの上の方に、こういう形で張らせてもらっています。

それから、水が無くなるとどうしてもお風呂に入れないということで、お風呂の状況はどうかということで確認しましたら、奥多摩町の公衆浴場で、もえぎの湯というのがあるのですけれども、こちらを開放して入ってもらっていると。水が止まっているということなのですけれども、こちらの施設は受水槽を持っているところで、こちらの方に水道局の給水車から水を運んで、シャワー等のお湯に使っているということで、大体、1日130人ぐらいの利用ということで、町民の方にも御利用いただいているということでした。こちらは普段から公衆浴場の許可をとっていますので、衛生管理については引き続きちゃんとやってくださいということでお話をしております。

あと、やはりその入浴施設だけでは足りないということで、ちょっと場所の離れた古里という地区に、自衛隊の方で仮設風呂を設置していただいて、それを使うということになっていたので、その状況も確認してまいりました。こちらのお湯は練馬駐屯地の設営で、この日は柚子の湯ということで、こういう状況なので楽しんでもらうということで、色々と温泉の種類を変えて対応していただいております。これは設営のときの状況なのですけれども、これが脱衣室です。土足で来ますので、ここにスノコを敷いてここで脱衣をして、風呂場の方に行くと。こちらの方にシャワーが並んでおります。この奥の方に浴槽がございます。大体2メートル、4メートルの浴槽ということで、通常の温泉ですとろ過機を回して消毒をしてということなのですけれども、こちらはなかなかそういう設備が設けにくいということで、かけ流し式、新しいフレッシュなお湯をどんどん入れていって、流していくという、きれいな方式の浴槽でございます。

自衛隊の方では、これは給水タンクなのですけれども、浄水場の方から給水車を用いまして、水を持ってまいります。これに大体10トンくらいためられるということで、30トンの水をもとにして提供しております。お湯は、こういうボイラー車という専用の車がございます、1時間に3トンぐらいのお湯が供給できるということで、豊富にお湯が使えるということになっています。こちらも、大体130人ぐらいの1日の利用ということで、利用されておりました。

次は、水道施設からの相談対応ということで、先ほど御説明した種類の中での専用水道ということでございます。こちらは高齢者の社会福祉施設でございまして、河川の浸水で井戸がやられてしまいました、ちょっと様子を見てくださいということで行った状況でございます。これが多摩川で、これが防波堤ですが、これを乗り越えてきてしまっています。この下に井戸があるのですけれども、土砂で埋まっています、ここにありましたというだけです。井戸といってもマンホールがちゃんとありますので、土が全部、井戸に入ったというわけではなくて、この先のポンプだとかが駄目になって、結局は使えないということです。

これがその受水槽なのですけれども、大体ここら辺まで水位が上昇したということで、この中は使えるのですけれども、これ以外のところが使えないということで、結局、施設の方は水が使えない状況です。塩素を注入するポンプだとか、ここに配電盤があるのですが、ここはすっかり水に浸かっているので、これの復旧に大分時間がかかるということです。ポンプも浸ってしまったので、使えないということです。これは先ほどのところの、いろんな備品だとかの被害の状況です。

厨房の浸水ということで、後で食品の担当の方からも、この状況の御説明があると思います。

こういう施設なのですけれども、直結の給水栓を設けていまして、使える量は少ないのですけれども、それで清掃などを行っているという状況です。こういうのがあるかないかで、大分その後の対応も変わるということになるかと思えます。

続きまして、あきる野市内の被災現場の状況の確認ということで、こちらの方は川の氾濫で、汚泥臭がちょっと強いということで御相談がありまして、市役所と一緒に現場の方の調査に行った内容です。

これは秋川のところです。ざっとさらわれた後のところです。このように漂流物があるということで、これは畑に堆積した汚泥で、ここから臭うということでした。こちらの方

は、後日ボランティアの方に手伝っていただいて、取り除いてよくなったということです。こういう汚泥だとか床下浸水だとかもあるでしょうということで、家屋を清掃する場合、自分でやる場合の注意喚起をしなければいけないということで、うちのホームページに、ちょっと小さいのですけれども、ここを見てくださいと。結局は、厚労省で出しております浸水家屋のホームページということで、感染症対策に気を付けて、こういうことに気を付けてやってくださいというところに飛ばしただけなのですけれども、これが一番使われている資料ということでしたので、そういうことで御紹介させていただいております。実際に行って、こういうところで、どこら辺までやったらいいでしょうかというような御相談のところでお話を聞いたり、アドバイスをさせていただいているところです。

こちらは、日の出町の社会福祉施設の方でも道路が崩落しまして、やはり給水と下水が断絶してしまったということで、その状況を調査しに行った内容です。これが、道路が削られている内容です。これが、交番の前がすっかり無くなっていますよという状況です。この道路のところに給水管だとか配水管が埋まっていたと。

これが施設なのですけれども、町の方と施設の方と、あと保健所の職員でどういう状況にあるのかということで確認をして、今後の対応を話し合ってきた内容でございます。これは応急給水の、そのころは水が多少、もう断水状況にあったということで、こういう水を確保して対応しますという形になっています。これもそうです。

ただ、これは消火栓だと思うのですけれども、消火栓の方から応急給水の、仮設の配管を巡らしまして、給水の方はすぐに復旧できております。ただ、排水管が使えなくなると、施設のトイレも使えなくなるとということで、その場合にうちの方でトイレを使わないでくださいねというチラシ、貼れるようなものを施設の方に置いてきたのですけれども、トイレもすぐ使えるようになったということで、通常の運営ができるという形になっております。

また、うちの課の方では、防災マニュアル策定ガイドラインということで、高齢者施設の方に、水、食糧、医薬品等の確保を中心ということで、こういうことを前からお渡ししているのですけれども、これを契機にまたこういうガイドラインを使っただけならいいなということで、環境の方は以上でございます。

【小林課長代理】引き続きまして、食品衛生担当の方から取組状況を御紹介させていただきます。まず、あきる野市の方で開設されました避難所の状況確認、それから先ほども御紹介のありました、浸水した高齢者施設の状況関係と、奥多摩町を中心に断水した地

区がございますので、そちらの学校給食センターですとか、あと保育園の状況確認をさせていただいておまして、そちらの施設につきまして、調理師ですとか管理栄養士、そういった有資格の方がいらっしゃるのですけれども、やはり通常時とは違いますので、相談や衛生指導をさせていただいたりということがございます。

まず、こちらはあきる野市の避難所でございますけれども、いきいきセンターというところが避難所として開設されております。中は2階建てで、1階に入った辺りなのですが、こちらの緑色のパーテーション、女性で言うと胸あたりまでの高さになるのですけれども、こちらがいわゆるパーソナルスペースということで、組み立て式のものがあきる野市の在庫としてございまして、それを活用されているところです。こちらは後ほど写真でも御紹介する、和室の集合室にもこういったものがあるのですが、スペースの都合上、玄関脇のところにもございました。実際の和室の居住スペースですけれども、御家族2、3人で御利用になるという形です。ですので、立ってしまうとお顔等は見えてしまうのですが、お休みになっていたりと、座っている分には外からは、余程でない限り、覗かれない限りは大丈夫というところです。

それから、2階にもスペースを設けてございまして、こちらはいわゆる小さいお子さんがいらっしゃるような、家族向けのスペースということで設置されてございました。こちらが浴室なのですけれども、実はこちらの施設は、元々公衆浴場法の許可のある施設でございまして、入浴施設としては設備が整ってございます。通常から浴槽水の消毒、そういった水質管理も行われてございまして、お邪魔した際も、水質管理を通常どおりにきちんと確認されているということで、管理されていることを確認いたしました。こちらが浴室の中で、男性のお風呂なのですけれども、こういった形で通常どおりお使いいただけるような状況です。

備蓄、貸し出すものとして、浴室をお使いになった方のタオルですとか、あとはお休みになるときの毛布、それから先ほど組み立て式の緑色のテントの貸し出し、そういったものを行ってございました。

それから飲食物の提供でございますけれども、こちらの避難所で、いわゆる炊き出しというのは、今回行われておらず、皆さん日中は御自宅に戻られて作業したりですとか、お仕事に行かれたりというところです。お食事等もされてから戻ってこられるということで、ただ、いらっしゃる間にちょっとした飲み物とか、そういったものが必要なときがありましたらということで、こちら、御自由にお取りくださいということで、ポットです

とかが御用意されていまして。実際は、お風呂と寝る場所として御利用になっているということで、日中は、足腰に難のある数名の方がいらっしゃるという状況でした。

引き続きまして、先ほども御紹介がございました、浸水した高齢者施設でございます。こちらは川沿いにございまして、川に向かってこういった下り坂になっているところなのです。越水した際に、ちょっと半地下になっているのですが、1階のフロアに水が入っていったしまったということございました。隣も同じ社会福祉法人の施設なのですが、こういった構造になっていなかったのも、特に影響は出なかったと聞いております。

施設裏側の多摩川の様子なのですが、見ていただければわかるように、この辺までなぎ倒されているということで、越水の跡が見てとれます。

実際に浸水したところということで、泥が被っておりまして、天井直前、この辺りまで線がついているような状況でした。こちらが厨房になるのですが、やはり同じように泥水を被って、小さい、軽いものはもう流されていってしまいましたし、大きな冷蔵庫とかも動いてしまっているという状況でございます。ですので、先ほどの冷蔵庫とかそういった電気設備については、全て使えなくなったところです。

こちらが、少し後にお邪魔したときに、突貫工事で復旧作業をされているところです。やはり、もう全く使えないというところで、骨組以外は全部撤去して、作り直しという雰囲気ございました。ホームページの方から出させていただいたフロアマップなのですが、こちらが1階で、食堂ですとか厨房があったのがこの辺りになるのですが、もう本当に全て冠水して、さらわれていってしまったところです。こちらは、106とかとありますとお居室でございます、ただ、こちらにつきましては、10年ほど前にも一度、越水した御経験があるということで、日中明るいうちに、こちらにいらっしゃる方は2階より上に上がっていただいたというところで、入所されている方の被害はなかったというところがございます。

2階の方に、お隣の施設で調理、調製していただいたものを配膳するエリアというのを設けまして、そこで作業している状況ございました。実際、やはり調理内容も、メニューも工夫をしていただいております、皆さんマスク等もしていただいて、やはり他の方から見えないようにパーテーションを付けていただいたりというところで、あるもので工夫をしていただいているという状況です。

こういった状況が年末ぐらまで続きまして、やはりお正月には温かい食事を、今までと同じような食事をというところで、厨房の方から優先的に工事を進めていただきまして、



年末、無事改築、本当に現状復帰ということで、年末年始はいつもどおりのお食事の提供ができるというところで聞いております。

それから、先ほどもございました奥多摩町の状況でございますけれども、こういった形で崩落をしまして、断水があったというところで、こちら、NHKのページなのですが、断水で学校給食ができませんということで、こういった形で本当に可哀想な映像が出ておりました。この後も実は子供たちへのインタビューとかが続いているのですが、そこでも子供たちは、量は少ないですけども、大人たちも頑張っている所以我慢しますという、けなげな気持ちもありまして、そういったお子さんたちに何とか寂しい思いをさせまいということで、町の方も優先的に、学校給食センターの早期復帰ということで対応していただきまして、断水のところ、この辺りに急遽、給水タンクを設置されました。断水自体は2週間弱なのですが、こちらのタンクを設置していただいて、1週間ほどで通常の給食の提供に戻っております。1日当たり、お水を11トンほど使用するということでございまして、1つ当たり1トンの水が入るものが4つございまして、残りは給水車がこの辺に待機しておまして、常に水を提供して、給食の調理に差し支えがないようにということで御対応いただいております。

それから、奥多摩町に氷川地区と古里の2カ所、保育園がございまして、いずれも建物は大丈夫でしたけれども、やはり断水の影響ということで、給水車ですとか、あとはペットボトルの水を利用して、こちら子供たちにいつもどおりの暮らしをさせてあげたいということで、温かいもの、汁物などの提供を心がけたというふうにお伺いしております。

以上、こういった形で現状の確認をさせていただいて、必要に応じた助言ですとか指導をさせていただくとともに、こういった、災害時の食中毒予防というリーフレットですとか、資料を東京都の方で作成をしております。こちらをあわせてお配りしまして、使っていただければなというところでもございました。

食品衛生の方からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

**【清水課長】** 台風19号への西多摩保健所の対応については以上でございます。

続きまして報告事項2番目でございます。東京都の受動喫煙防止対策についてです。

**【笹原課長代理】** 企画調整担当の笹原と申します。私の方からは、受動喫煙防止対策についてお話しさせていただければと思います。資料2の5ページ目と、あとは資料2の後ろについております「ほけんじょだより」、カラー刷りの方と、あわせて御覧いただければと思います。

最初に、カラー刷りの「ほけんじょだより」を御覧いただければと思います。受動喫煙は、健康に及ぼす影響が大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中など様々な疾患と関連することが明らかとなっており、日本では、1年に約1万5,000人の方が、受動喫煙が原因となって亡くなっていると推定されております。そのため、国及び東京都の方では、受動喫煙が健康に及ぼすこうした悪影響を未然に防ぐため、改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例を平成30年に制定いたしまして、多くの者が利用する施設について、施設の種類に応じて、その利用者に対し一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、施設等の管理者が講ずべき措置等について定めております。

こちらカラー刷りの「ほけんじょだより」の中段のところに、法律・条例における施設の区分というのが記載してございますが、大きく4つに分かれております。学校、病院、行政機関などが該当します第一種施設、それから、シガーバーですとかたばこ販売店などの、喫煙する場所を提供することがメインになっているものが喫煙目的施設、そのどちらにも該当しないもの、具体的には2人以上の方が利用する施設のうち、飲食店ですとか宿泊施設、事務所など大多数の施設が該当するのが第二種施設となっております。こちらがこの4月から、全面的に規制の対象となつてまいります。あわせて、最後にプライベート空間というのがございますが、こちらの方は個人の住居ですとか、宿泊施設の客室などが該当しております。規制の対象とはならない形になります。

続きまして、資料2の5ページ目を御覧いただければと思います。学校、医療機関、行政機関などに対する規制につきましては昨年7月から、そして幼稚園・保育園から高校までの敷地内完全禁煙と、飲食店の店頭表示の義務化については昨年9月1日から始まっておりますが、今年の4月から全面施行となつてまいります。

全面施行時の法律と条例の主なポイントとしましては、真ん中に書いてあります4点となります。2人以上が利用する施設、飲食店、映画館、事業所などの第二種施設は、原則として屋内禁煙となります。そして、施設の所有者・管理者については、喫煙室以外の場所での喫煙器具・設備の撤去、それから喫煙者への喫煙の中止等の依頼、そして標識の掲示など、受動喫煙を防止するための責務が生じてまいります。3番目といたしまして、第二種施設や喫煙目的施設において喫煙室を設ける場合は、要件・基準を満たし、入り口に標識を掲示する必要があります。そして飲食店につきましては、喫煙室を設ける場合だけではなくて、全面禁煙の場合でも、お客様にわかるように入り口に標識を掲示していただくという形になってまいります。4点目が、喫煙可能な場所へは、20歳未満の者の立ち

入りが禁止されるということになってまいります。

東京都での取組についてですが、保健所の方では、違反施設等の情報提供、通報の受理及び対応、そして喫煙可能室届出の受付、それから管内での広報を行っております。飲食店については特に制度が複雑で、保健所に届け出いただく必要のある喫煙可能室という制度もあることから、保健所の方から、昨年8月には全ての飲食店に、そして12月には届出の必要な可能性があるお店、約2,300施設に郵送で御案内をお送りしております。喫煙可能室というのは、従業員がいない既存の小規模飲食店という要件を満たせば、煙草を吸いながらお食事ができるというものになっておりまして、今年の1月6日から保健所の方で届出の受付を行っております。2月10日の時点で、約75件の届出を受け付けております。

また、保健所の窓口や電話で、自分の店の場合、どのような選択ができるのかといったようなお問い合わせも多くいただいております。なかなか制度が複雑なので、そのお店のケースに合わせた形で、こういう選択肢がありますよとか、こういうふうにするのが一番いいのではないのでしょうかというような御案内もさせていただいております。

4月の全面施行に向けた広報につきましては、先ほど御覧いただきました「ほけんじょだより」を発行するというのと、あとはホームページの御案内、そして、全面施行をお知らせするチラシを飲食店の方に改めてお送りするというところと、市町村の御協力をいただきまして、広報物を市町村での催し物や健診、そして住民の方が多く利用される施設で配布していただいたり、市町村広報紙へ記事を掲載していただいたり、コミュニティーバスへのポスター掲示などというところをお願いをしている感じになっております。保健所では、近々2月16日に行われます青梅マラソンの会場においても広報物をお配りして、一層の普及を図っていくと。そのような形で、この対策について進めていく予定となっております。

私の方からは以上です。

**【清水課長】** 続きまして報告事項の3点目、食品衛生法改正の動向についてでございます。7ページ目を御覧ください。

**【木村課長代理】** 食品衛生第二担当の木村と申します。私からは、食品衛生法改正の動向について御説明させていただきます。7ページ目の表を御覧ください。

平成30年6月に、食品衛生法が改正されました。その改正の主な項目が、この表の左にあります7項目になります。この7項目のうちの3つ、「HACCPに沿った衛生管理の

制度化」、それから、表の下から3つ目にあります「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」、「食品リコール情報の報告制度の創設」、この3つの項目が、保健所にとって関係の深い項目となります。これを1つ1つ説明させていただきます。

「HACCPに沿った衛生管理の制度化」につきましては、これまで東京都では、東京都独自で食品衛生法施行条例、食品製造業等取締条例、これらで衛生管理の運営管理基準を設けておりましたが、今回の改正で国が全国平準化を目指しまして、全国一律の衛生管理基準を示してまいりました。厚生労働省の説明によりますと、これを上回るような運営管理基準の設定というのは、全国平準化のために、なかなか認めるのは難しいということになっておりまして、東京都といたしましても、厚生労働省で定めた管理運営の基準を参酌した内容で運営管理をやっていく、そのような指導をしていくということになっております。

具体的にはどのようなことになるかといいますと、厚生労働省のホームページで各業界団体が作成した、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」というのが公開されております。これを参考に衛生管理計画を構築する、これを各事業者の説明して、衛生管理計画を作っていただくというのが、保健所に課せられた課題となっております。

HACCPに沿った衛生管理というのは、大規模な事業者、工場等で行う「HACCPに基づく衛生管理」と、小規模な事業者が行う、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」というのがありますが、当保健所が対応している小規模な飲食店ですとか、小規模な製造業、販売業などでは、ほとんどこの「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」というのを採用していただくこととなります。これにつきましては、東京都では既に食品衛生管理ファイルというものを作成いたしまして、昨年度から講習会なども実施しております。当保健所といたしましても、これから制度化に向けて、事業者が衛生管理ファイルを利用した、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」について指導していくということになります。

小規模な事業者が、私どもの抱えております事業者の大部分を占めるものでありますが、その他に一定数ありますのが小規模な菓子製造業、あと、それぞれの軒数は少ないのですが、非常に多岐にわたる製造業というのがありまして、こちらへの対応がこれからの課題となってくるかと考えております。こちらにつきましては、令和2年6月1日に施行となりまして、その後1年間の準備期間をおきまして、その1年後、令和3年6月からは本格

的な実施となっております。

次に、「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」につきましてですが、これまで長い間、食品衛生法は大きな改正をされてきませんでした。今回の改正で営業許可制度が大幅な見直しとなりました。大きな点といたしましては、販売業の多くが届出制度に移行するということになります。それから、これまでコンビニエンスストアですとかスーパーマーケットなどでは、1施設で多くの許可を取得することが必要でしたが、できるだけ1施設について1許可の指導をするようにというのが、大きな柱として出されております。

それから、先ほども申し上げましたとおり、今回の改正のポイントというのが全国の平準化にありますので、これまで東京都といたしましては、食品製造業等取締条例というのを定めて、例えば食料品等販売業ですとか製菓材料等製造業などといった、食品衛生法にはない上乗せの許可制度を設けまして、これらの許可を取って営業するというのを指導してまいりましたが、今回の、全国の平準化をするという考え方では、やはりそのような上乗せの規制は非常に難しいということになりまして、全国で一律の許可、届出制度に従っていくということになっております。

これから保健所でやらなければならないことは、今までの許可制度、許可業種と、これからの許可業種というのにかなり違いがある部分がありますので、それらを事業者に周知していき、移行期間であります3年間のうちに、この新しい許可制度、それから届出制度へと移行させていくということが、保健所への課題となっております。また、これまで、ここにあります自動車による食品営業、行事における臨時営業、移動販売車、屋形船、これらについては許可施設基準、管理運営の基準などを、要綱で斟酌して対応しておりますので、今後はこれらの斟酌規定を定める要綱の改正等が課題となってまいります。

次に、食品リコール情報の報告制度であります。これは国として初めて、自主回収の報告、リコールについての報告制度を創設したというものです。東京都といたしましては、食品安全条例を定めて、これに基づく報告制度というのをやってまいりましたが、今回の国の制度で、都の制度の自主回収の報告対象を概ね網羅している、それから、利用者の側から見ますと、色々な自治体のホームページ等を参照しないと、全国の状況がわからないというのが現在の状況ですので、これを国の報告制度に一本化すれば便利になるということもありまして、東京都としては、食品リコール制度はここで廃止にして、国の制度に一本化するということになっております。

私からは以上です。

【清水課長】 続きまして4番目の報告事項になります。栄養成分表示につきまして、保健栄養担当から報告いたします。

【栗原課長代理】 保健担当の栗原と申します。よろしくお願いいたします。

9ページの資料を御覧ください。2020年4月から、原則、栄養成分表示を省略できる、または要しない食品を除いて、全ての消費者向けの加工食品及び添加物に栄養成分表示が必要となります。栄養成分表示には、こちらにもあるとおり、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の含有量を表示し、さらにこの順番で表示しなければならないというルールがあります。

栄養成分表示は、食品にどのような栄養成分がどのくらい含まれているかを、一目でわかるように表示したものです。栄養成分表示の活用ですが、まず、食品単位を確認します。資料の場合は、1食分450グラム当たりとありますので、このお弁当1食を食べると、熱量623キロカロリー、たんぱく質14グラム、食塩相当量2.5から3グラムを取ったということになります。この他に食品単位は、100グラム当たりですとか、1袋当たり、1個当たりなど、商品によって表示単位が異なります。

熱量を見てください。熱量の値では、普段よく食べている食品のエネルギー値をチェックできます。そして、エネルギーの摂取量と消費量のバランスがとれているかを、自分の体格、BMIや体重の変化でチェックすることで、肥満や痩せの予防に活用できます。たんぱく質、脂質、炭水化物の値では、たんぱく質、脂質、炭水化物の摂取量のバランスから、食事の質をチェックできます。そのため、脂質のとり過ぎには十分気を付け、ごはん、パンなど炭水化物を多く含む食品と、魚や肉、卵など、良質のたんぱく質を多く含む食品、そして野菜類など、食品を組み合わせましょう。成人のたんぱく質、脂質、炭水化物の目標エネルギー構成比は、たんぱく質が13から20%、脂質20から30%、炭水化物50から65%になります。また、炭水化物の一部でもあります食物繊維摂取量の目標量は、生活習慣病予防の観点から、男性では1日20グラム以上、女性では1日18グラム以上とされています。

次に食塩相当量の値は、高血圧予防のために活用できます。日本人の食事摂取基準2020年版では、成人の食塩相当量の目標量が、男性で1日7.5グラム未満、女性で1日6.5グラム未満と下げられる予定でおります。食品や調味料の選び方や、食べ方などの工夫で美味しく減塩に取り組んでみましょう。

このように、栄養成分表示は生活習慣病予防に深くかかわり、日ごろの健康づくりに役

立つ重要な情報源となります。栄養成分表示から様々な情報を得て、食品購入時の商品選択に役立てることができるため、今後、保健所におきましては、市町村、関係機関及び給食施設、また地域で活動している栄養士会等と連携して、地域住民に対して広く普及していきたいと思っております。

以上です。

【清水課長】 続きまして5番目の報告事項、薬事関連法令の改正についてです。薬事担当から説明いたします。

【森田課長代理】 薬事指導担当の森田でございます。よろしくお願いいたします。薬事関係法規の改正について、紹介させていただきます。

昨年12月4日に公布されたところでございますが、本日は、比較的早い時期に施行が予定されており、なおかつ保健所事業に係ってくる項目について紹介をさせていただければと思っております。

まず、覚醒剤取締方法につきましては、覚醒剤原料というものが規定されております。こちらですが、1つ目のトピックスといたしまして、個人の輸出入が可能になったということがございます。ただし、疾病の治療目的としてという条件が付いておりますが、今、覚醒剤原料、医薬品の具体名を挙げてもエフピーであったり、そういったものがあるかと思えますけれども、東京2020を目前にして、海外から来られる観光客の方などが、今、日本国内へエフピーだとかそういったものを持ち込むことができない法律の仕組みになっておりますので、これを持ち込めるようにしましょうという仕組みでございます。

2点目でございます。患者等が亡くなられたときに、当然、手元に残った覚醒剤原料なのですが、こちらは相続することが法律上、不可能となっておりますので、こちらを相続することを可能といたしまして、これら相続したものは、相続した人が使うのではなく薬局等に戻して、その後に薬局等で廃棄するといったことが可能になるという仕組みでございます。

3番目なのですが、今の時点では私ども薬事監視員が薬局などにお邪魔した際に、帳簿などを付けておいてくださいというお願いベース、指導ベースであるのですが、こちらの項目が義務化されるということが変更点でございます。

裏面を御覧ください。薬機法、旧薬事法でございますが、このあたりも大分変わってまいります。1つ目のトピックスとしましては、薬局の機能に関する認定制度の創設という

ことです。こちらにつきましては2021年に施行が予定されているものでございますが、ちょっとインパクトが大きいものでございますので、取り上げさせてもらいました。地域連携薬局というものと、専門医療機関連携薬局というものが創設される予定でございます。地域連携薬局につきましては、地元に住まわれている方により密着した薬局を目指していきましょうといったコンセプトの薬局でございます。専門医療機関連携薬局でございますが、こちらはがん治療だとか、高度に専門化された治療をよくできる薬局を作りたいという趣旨でございます。

次に行きまして、オンライン服薬指導の実施ということで、こちらは今年中に施行が予定されているところでございます。実施要件等はこちらに記載されているとおりでございますが、特に気になるところといたしましては（４）番のところ、1番下になりますが、オンライン診療か在宅診療に基づく処方箋に限った場合に、このオンライン服薬指導が適用されるというふうに、今のところ言われているところでございます。こちらにつきましては、もう締め切ってしまったと思うのですけれども、先日までパブリックコメントという形で、広く国民から意見を吸い上げるといった取組がなされていたところですが、たしかもう締め切ったかなと思っておりますので、今、厚生労働省の方で、パブリックコメントを基に細かいところを調整するところだと認識しているところでございます。

私からは以上になります。

**【清水課長】** それでは、最後の報告事項の花粉の関係につきましては、お手元の資料の13ページ目以降を後ほど御覧いただき、本日お配りしました「都内でスギ花粉の飛散開始速報」という資料とあわせて御覧いただければと思います。

報告事項6点については以上でございます。

**【石田部会長】** どうもありがとうございました。大分多くの内容が、一遍に報告がありましたけれども、全体を通して皆さん、何か御質問はありますでしょうか。

どうぞ、田中委員。

**【田中委員】** 西多摩薬剤師会の田中です。今回、薬事関連法規の改正ということでお話がありましたけれども、その中で、それぞれの薬局がどのような機能を持っているのか、外から見ただけではわからないという指摘があつて、今回、患者が自分に適した薬局を選択できるように、特定の機能を有する薬局の認定表示制度が設けられたわけですが、今まで、施行規則というのがあるのですけれども、その中で健康サポート薬局というのがございます。ここにある健康サポート薬局と地域連携薬局、薬剤師から見ると結構似てい



るのですけれども、この辺の機能の違いについて教えていただきたいのが一つと、実際にある健康サポート薬局、現在、管内にどのぐらいの届出があるのか、この2点をお教えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【石田部会長】 よろしくお願ひします。

【清水課長】 では、薬事担当から回答します。

【森田課長代理】 薬事担当の森田でございます。まず1点目の御質問でございますが、健康サポート薬局と地域連携薬局の違いということですが、申しわけございません、ストレートな私の感想を申し上げますと、あまり違いがまだはっきりしていない、よくわからないといったところが正直なところでございます。ただ、厚生労働省などから貰っている情報によりますと、この健康サポート薬局制度を基本骨格として、そこから肉づけをしたり、無駄…という言い方はちょっと語弊がありますが、馴染まないところはそぎ落としていくというような形で構成されていくのかなというふうに認識しております。まだ、今の時点で情報が少な過ぎる状態でございますので、明確な回答はちょっと御容赦いただきたいと思ひます。

2点目でございますが、管内における健康サポート薬局の軒数ということですが、こちらにつきましては、本日時点で6件でございます。参考ですけれども、西多摩保健所管内、薬局の件数は170件でございます。そのうちの6件ということで、全体のパーセンテージで言うと約3.5%が西多摩管内での数字になります。もうちょっと参考情報として広げますと、東京都内の薬局数がおよそ6,600件と言われております。このうち、東京都内の健康サポート薬局は195件、およそ2.9%になります。日本全国に広げていきますと、日本全国の薬局数はおよそ5万9,000件と言われております。ちょっと古くて、もしかすると6万件近いのかもしれないのですけれども、そのぐらいの水準でございますが、日本全国の健康サポート薬局はおよそ1,800件というふうに報告いただいておりますが、こちら3.0%ぐらいの数字になりますので、西多摩保健所管内においては、全国平均よりやや高目なのかなといった、率直な感想でございます。

以上でございます。

【石田部会長】 よろしいですか。

【田中委員】 はい、ありがとうございます。

【石田部会長】 医師会の方にも、この話はあまりきちんと来ておりません。相当、厚労省が先走っているのではないかなという感じがいたします。それと、皆さん知っている

かどうかわかりませんが、日本の薬剤師の数というのは、世界で断トツナンバーワン、相当な数があります。これはこういう制度の関係もあるのかなというふうに思いますけれども、参考までに。

他に何か御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

【松月委員】 日本女子大学の松月と申します。よろしくお願いします。

先ほどの台風19号のことに关しまして、3点ほどお尋ねしたいと思います。ちょうど5年ぐらい前になるのですか、先ほどパワーポイントに映していただきましたガイドラインを作ったときのメンバーの1人です。今、これを使いまして全国の色々なところで、西多摩版のこのマニュアルを使って、実際に研修会を開かせていただきまして、九州でも、それから徳島県でも、いろんなところが、フェーズに合わせた災害対策ということを非常に参考にさせていただいています。

そこで3点聞きたいのですけれども。まず第1点、先ほど、あきる野、私たちはこの圏域の中で、あきる野はあまり被害があるというイメージを最初は持っていませんでした。また秋川の被害もショックでした。川が越水してしまったということですね。それで、いわゆる最終的終息時点ですが、先ほどの、たしか給食施設だと思いますけれども、2か月ぐらい要したということだったので、西多摩圏域全体を考えて、これが最終的に治まったというのはどのぐらいかかったのでしょうか。これが1点目です。

第2点目は、断水と停電に関して報告されていたと思いますが、その他孤立したり、それから交通障害が出ているのではないかと思います。最初にマニュアルを作ったときもこれは大きな課題になっていました。そのようなダメージは無かったかどうかということが2点目です。

それからもう1点は、学校給食センターなどは、給水車が来たり、支援を受けやすいところだと思うのですけれども、例えばこれが大規模な災害になっていたときに、避難所に対して食事を提供することを考えた場合、学校給食センターで調理生産をすることができるのかということ、この3点を聞きたいと思います。ある自治体では、学校給食センターを設立するときに、人材等の物資の集積場所として考える計画を立てているところもありますので、特に非常に西多摩圏域は広域になるかと思しますので、何か教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【石田部会長】 事務局、お願いいたします。

【小林課長】 治まるまでどのぐらいかかったかということですが、大体2か月ぐらいかかりました。今回、治まるということでは、非常に災害が特徴的で、通常ですと地震に備えているので、地震は全体的にやられてしまうのですが、今回の災害の特徴は一部分だけだったということです。うちの管内は幸いなことに大半は平常どおりということで、一部の地区でしたので、体制的にはなかなか災害モードに入るのが難しいということもございました。

ただ、大半の機能は平常どおりでしたので、孤立の状況ですとかも、もう翌日には、どこら辺までどういうふうな状態になっているかがはっきりしておりましたし、交通の件ですとか、停電の件だとかも被害状況についてはわかり、あとは防災を通じて各関係機関が、自分たちが担当しているところで日ごろ連携をとっておりますので、すぐに動いたというふうに聞いてございます。あと、特に孤立地区ということでは、実際には小林委員のところの檜原村で一部孤立がございましたので、状況を報告していただけたらと思います。

小林委員、よろしいでしょうか。

【小林委員】 檜原の場合は、都道206号が寸断されました。迂回路というのが、林道が一応ありましたけれども、実際にはその道路も危険が多いので、ただ、そこが完全に止まったのが4日間くらいでしょうか。東京都が、たまたま落ちたところのすぐ横に採石場がございまして、そこにスペースがあったもので、そちらに迂回路を急遽作っていただいたので、日の出とか奥多摩みたいに長い間ということではなく、4日程度だったと思います。片側通行可能にいただいたので、檜原は孤立ということはありません、物資が運べなかったということもなかったです。

【松月委員】 ありがとうございます。

【小林課長】 あと、給食センターの件はそちらで。

【清水課長】 災害時の食事の提供などの対応を想定して作られているのは、福生の学校給食センターです。これから青梅市も、根ヶ布に新しい給食センターを建てるという予定がございまして、そちらも災害時の対応について、これから検討を始めるということは聞いております。

【松月委員】 ありがとうございます。

【石田部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他には何かございますでしょうか。

渡辺さん。

【渡辺委員】 渡辺です。最近、外国で発生したコロナウイルスですが、それで、消毒行為なのですけれども、アルコール等で消毒したり色々あるわけですよね。熱に耐えられる温度というのは、何度ぐらいの生命力があるのですか。

【石田部会長】 これは、これからちょっと詳しく、別途にコロナウイルスの件に関しては御説明をいたしますので、それを聞いてからでよろしいでしょうか。

【渡辺委員】 結構です。

【石田部会長】 では、もう話も出ておりますので、早速、新型コロナウイルスの件について、事務局から御説明をお願いいたします。

【山田課長代理】 保健対策課感染症対策担当、山田でございます。お時間をいただきましてありがとうございます。

今日からCOVID-19と書いて、新しい疾患名になるという発表がありましたけれども、資料を作りましたのが昨日、月曜日の時点で、なるべく最新のものと思って作って、今日、午前中かけて色々情報収集をしたのですけれども、数字に関しては新しいものが出なかったもので、ちょっとこれは古いのではないのかと思われる数字のままですけれども、御容赦ください。

コロナウイルスに関しては、今時点でまだどういうウイルスですというのを説明できるデータがきちんとないという意味で、今のところ人から人に移ることがあるというような表現も、必ずしもそうではないとか、空気感染するのではないとか、しないのではないとかということも含めて、症例数がほとんどは中国ですので、データが、正確なものがきちんと出ていないということで、言い方は悪いですがそれでもありまして、どうやらそういうことではないだろうかという仮説を研究している方たちがかなりまとめて、今やっている最中で、次から次へと新しい事実が出て、またこれはどうだろうか、これはどうだろうかと言っている状態ですので、確からしいことがあまり言えない状態の中の報告になります。

ウイルス自体に関しては、どこにでもあるような説明であります。元々コロナウイルスというのは、人に感染するウイルスもあり、動物由来のものがたまたま人の環境下に入ってきて、新しいウイルスになって、人に感染するウイルスになったということなので、それがどういう影響を及ぼすウイルスなのかということも含めて、データを積み上げなければわからないというのが現実のところ。ただし、例えば日本に入ってきた方たちの治療をした先生方によると、風邪とかインフルエンザに似ているのではないかと、ただ重症化する方はかなり重症だし、なかなか治りにくいので、ちょっと違うところもあるとい

うのを、今症例を積み重ねて、実際に診た先生方が報告されている話を、我々も一生懸命、なるべく早く聞いてやっているところです。

今、日本の発生状況ですけれども、2番に書いてあるとおりの報告、及びクルーズ船に関するものという状態になっておりまして、では世界全体ではどうかということですが、こちらが週末時点の数字がメインで、多少増えているのですけれども、基本的に増えているのは中国の数がどんどん増えていって、他の幾つか、それなりの国に関連して発生はしていますけれども、そちらではどんどん拡大しているというわけではなく、1人増えた、2人増えた、そんな形で増えているので、世界全体としては蔓延というレベルではないというふうに、今のところ考えております。

東京都の対策としては、今日本に入って来ようとする方たちをなるべく早く治療なりして、日本での蔓延を抑えたいということで、検査体制及び相談体制を整えて、疑わしい方たちが出た場合には、市内になるべく蔓延しないような対策がとれるように準備をしているということで、先週末から帰国者・接触者外来相談センターを保健所、夜間・休日は専用電話なのですけれども、立ち上げて、こちらで速やかに受診・診断ができるような体制をとっているところになります。まだ先ほどの、例えば熱に弱いのではないかとか、そういうものに関しては、ちゃんとしたデータではないのですけれども、アルコール消毒レベルで大丈夫ではないかと今のところ言われておりますので、通常の清掃にプラス消毒をされるぐらいで大丈夫ではないかと、今のところ考えている状況です。

以上でよろしいでしょうか。すみません、早口で。

【石田部会長】 渡辺さん、よろしいですか。

【渡辺委員】 はい、ありがとうございます。

【石田部会長】 まだ研究中なので、なかなかわかっていないというのが実態みたいですが、やはり基本は手洗い、うがいということじゃないかなと思います。私もずっと運動療法の研究をやっているんですけど、なかなかこういう話は感染症のときは出てこないのですけれども、大切なのはやはり個人の免疫力を高めておくということで、実は運動療法というのは、有酸素運動をしますと免疫がうんと上がるのですね。一番いいのは、大体10キロぐらいのマラソンを月に4回、週1回ぐらいやると、かなり免疫が上がるということがわかっておりまして、コロナウイルスはまだワクチンも開発されておりませんし、これはインフルエンザもそうですけれども、やはり日ごろの日常生活をきちんとやって、体力を温存するというのが、私は一番大切な予防ではないかなと思っております。

ちょっと余分なことを言いましたけれども、何か全体をあわせて質問はございますでしょうか。

どうぞ、小林さん。

【小林委員】 多分、帰って見ればわかるのでしょうかけれども、二種感染症指定医療機関の、一番、西多摩から近いところはどこなのでしょう。

【石田部会長】 いかがでしょうか。

【山田課長代理】 指定医療機関ということ言えば、青梅市立総合病院なのですが、感染症病棟は今、建て替えの状態になっているので、入院先に関しましては、コロナに関しては今、二種だけではなく診療協力病院とかにも拡大して受入れをという段階に、クルーズ船からいっぱい降りてくるものですから、かなりあちこちに受入れを打診されている状況が始まっておりまして、青梅以外のいろんな病院にもというふうになるのではないかと、今のところ考えているところです。

【小林委員】 二種のところではないけれども、受け入れる病院が増えると。

【山田課長代理】 二種10病院の中に青梅が入っているのですね。

【小林委員】 10病院の中に青梅がある。

【山田課長代理】 はい、そうなのです。

【小林委員】 でも建て替え中だから、実際に受け入れられないということですね。

【山田課長代理】 先週末ぐらいから出ているのに対しては、結核みたいな、陰圧個室を使わなければいけないレベルではなかろうと思うので、協力病院でも受入れが可能ではないかというようなトーンになってきました。

【石田部会長】 十分ないので、他県にもお願いしなければいけないというニュースが出ていましたね。

よろしいですか。

他に何かございますでしょうか。

どうぞ。

【並木委員】 たばこの受動喫煙（対策）で、我々の東京社交業協会の方では、バーとスナック、風俗営業をやっている店で喫煙できるように、（喫煙目的施設の要件であるたばこの出張販売の）届出をして通りました。福生で約45件、小作と青梅でやはり55件ぐらい。福生はもう出したのですが、青梅はこれからです。この場合、許可をとったら保健所に届け出るのですか、また許可証を持っていけばよろしいのでしょうか。

それと、違反については全然、まだ我々に何も言ってこないのですが、それがちょっとわからないのですね。

**【笹原課長代理】** お問い合わせのあるバーとかスナックの関係なのですけれども、こちらの方はちょっとわかりにくいので、カラー刷りの「ほけんじょだより」の3ページ目のところを御覧ください。飲食店で選べる施設の類型というのが色々並んでおりまして、こちらのうち④番の喫煙目的施設というところが、主食を提供していないということと、あとはたばこの小売販売業の許可、出張販売という形態でも大丈夫なのですけれども、こちらをとっていけば、従業員がいてもたばこを吸いながら飲食できるという類型になっております。並木会長がおっしゃられるように、社交業協会の方で大分御尽力いただきまして、手続をとっていただいているというところで、その手続をとっていただいて、出張販売の許可等の書類と、場合によって業務委託をされるような場合であれば、販売委託の契約の書類を飲食店の方でも持っていていただくこととなります。保健所の方に届け出ていただく必要はありません。あとは、標識をお店の店頭と、一部分だけを吸えるお部屋にする場合には、吸えるお部屋の入り口のところに標識を貼っていただければ、それだけで大丈夫です。

**【石田部会長】** よろしいですか。

ありがとうございました。

もう大分時間も過ぎましたので、そろそろ終了にしたいと思います。長時間にわたり、進行の御協力ありがとうございました。それではマイクを事務局にお返しいたします。

**【前川課長】** 石田部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたりまして貴重な御意見、御質問ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の西多摩地域保健医療協議会、生活衛生部会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

閉会：午後3時10分